

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
市長公室	令和3年4月9日（金）

2 監査の範囲 令和2年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 令和2年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

令和3年4月実施 定期監査結果

対 象	市長公室
実 施 日	令和3年4月9日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	委託契約に係る契約書作成事務に不備が見られた。
3 指導事項	<p>(1) 歳入調定について</p> <p>ア 歳入調定決議票が未決のものが見られた。</p> <p>イ 歳入調定決議票を重複して作成しているものが見られた。</p> <p>(2) 委託契約に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>ア 個人情報返却・廃棄届出書の提出がないものが見られた。</p> <p>イ 契約書中の個人情報取扱特記事項で定める個人情報返却・廃棄届出書の様式の定めがないものが見られた。</p> <p>(3) 契約事務について</p> <p>納品検査に係る検査員と検査立会人が同一職員であるものが見られた。</p> <p>(4) 合議について</p> <p>補助金の執行に係る起案について、予算規則に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。</p> <p>(5) 文書事務について</p> <p>起案文書について、文書管理規程に基づく記載がないものが見られた。</p>